

# 山梨県公報

第二千六百八十六号

平成二十九年

四月六日

木曜日

## 目次

### 告示

- 救急病院等の認定……………二七九
- 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………二七九
- 換地計画の決定……………二八〇
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二八〇

### 公告

- 公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種指定……………二八〇
- 国土調査の成果の認証(三件)……………二八一
- 基本測量の実施(二件)……………二八一
- 公共測量の終了(二件)……………二八一
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二八二
- 開発行為に関する工事の完了について……………二八二

## 告示

### 山梨県告示第三百三十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年四月六日

山梨県知事 後藤 斎

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号

#### 二 認定期限 平成三十二年三月三十一日

一 峡南医療センター企業団市川三郷病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地一
二 峡南医療センター企業団富士川病院	南巨摩郡富士川町鯉沢三百四十番地一

### 山梨県告示第三百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年四月六日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡富士川町(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富士川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年四月六日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

る。

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第百三十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業三珠豊富地区川浦工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。  
平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年四月六日から同年五月九日まで
- 三 縦覧場所 市川三郷町役場
- 四 審査請求期間 平成二十九年五月十日から同月二十四日まで

**山梨県告示第百四十号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年三月三十日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町広瀬字前田二百五十八番四
- 三 指定道路の幅員 最大四・〇メートル 最小四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十四・五六メートル

**公 告**

● 公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種  
指定  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。  
平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋  
指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業種（日本標準産業分類の中分類）	職種（厚生労働省編職業分類の中分類）	市町村の区域
二十七―業務用機械器具製造業	七十六―清掃の職業	南アルプス市
七十七―持ち帰り・配達飲食サービス業	七十五―運搬の職業	笛吹市
八十一―学校教育	七十八―その他の運搬・清掃・包装等の職業	同
八十八―廃棄物処理業	三十一―運輸・郵便事務の職業	同
	四十二―その他のサービスの職業	
	七十八―その他の運搬・清掃・包装等の職業	
九十八―地方公務	七十八―その他の運搬・清掃・包装等の職業	北杜市

二 指定年月日 平成二十九年四月一日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称 市川三郷町
- 二 調査を行った時期 平成二十七年五月八日から平成二十八年七月二日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 市川三郷町上野の一部
- 五 認証年月日 平成二十九年三月三十日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称 富士川町
- 二 調査を行った時期 平成二十三年四月十四日から平成二十六年十一月九日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 富士川町鯉沢の一部
- 五 認証年月日 平成二十九年三月三十日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称 富士川町
- 二 調査を行った時期 平成二十四年五月七日から平成二十六年十一月九日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 富士川町鯉沢の一部
- 五 認証年月日 平成二十九年三月三十日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。  
平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。  
平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（機動観測）
- 二 測量の地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村
- 三 測量の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（同時調整計算、数値図化及び修正数値図化）
- 二 測量の地域 富士川直轄管理区間
- 三 測量の期間 平成二十八年八月九日から平成二十九年三月十五日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中央市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 中央市全域
- 三 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月十七日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町黒沢字山王六千四百の一、六千四百の二、六千四百の三、六千四百の一、六千四百二の一、六千四百二の二、六千四百二の三、六千四百二の四、六千四百二の五、六千四百二の六、六千四百二の七、六千四百二の八、六千四百二の九、六千四百三の一、六千四百三の二、六千四百三の三、六千四百三の四、六千四百三の五、六千四百三の六、六千四百三の七、六千四百三の八、六千四百三の九、六千四百三の十、六千四百三の十一、六千四百三の十二、六千四百三の十三、六千四百四の一、六千四百四の二、六千四百四の三、六千四百四の四、六千四百四の五、六千四百四の六、六千四百四の七、六千四百四の八、六千四百四の九、六千四百四の十、六千四百四の十一、六千四百四の十二、六千四百四の十三、六千四百四の十四、六千四百四の十五、六千四百四の十六、六千四百四の十七、六千四百四の十八、六千四百四の十九、六千四百四の二十、六千四百四の二十一並びに南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸四千二百の一、四千二百の二、四千二百の一、四千二百の一、四千二百の二、四千二百の三、四千二百の四、四千二百の一、四千二百の二、四千二百の三、四千二百の四、四千二百の五、四千二百の六、四千二百の七、四千二百の八、四千二百の九、四千二百の十、四千二百の十一、四千二百の十二、四千二百の十三、四千二百の十四、四千二百の十五、四千二百の十六、四千二百の十七、四千二百の十八、四千二百の十九、四千二百の二十、四千二百の二十一、四千二百の二十二、四千二百の二十三、四千二百の二十四、四千二百の二十五及び四千二百の二十六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 緑地	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所並びに市川三郷町役場及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十の三市川三郷町役場内 市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合 理事長 望月征二

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市下吉田九丁目四千四百九十三の三、四千四百九十三の七及び四千四百九十五の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市下吉田九丁目三十六番六号 有限会社田尻工業 代表取締役 渡辺和英